

難易度 A

平成 24 年 5 月実施過去問 (学科)

1. ライフプランニングと資金計画

問題 3 4

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金は、原則として、60歳到達時点に比べて賃金が
() 未満に低下した状態で就労している、一定の要件を満たす被保険者に対して
支給される。

- 1) 75% 2) 80% 3) 85%

解答 : 1

解説

『FP 技能士 3 級 合格教本』38 ページ「2 雇用保険」(6) 参照

2. リスク管理

問題 3 9

損害保険において、() とは、保険の対象の評価額を示すものであり、保険
事故が生じたときに被保険者が被る損害の最高見積額のことである。

- 1) 保険金額 2) 保険価額 3) 保険の目的

解答 : 2

解説

保険対象の評価額、つまり時価額を保険価額といいます。

『FP 技能士 3 級 合格教本』119 ページ「1 保険金の支払方法」参照

3. 金融資産運用

問題 1 3

日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場しているすべての内国普通株式の時価総額を加重平均して算出される。

解答：×

解説

日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場されている銘柄から225銘柄を選択し、その株価を平均したものです。

『FP技能士3級 合格教本』161ページ「2 株式投資の相場指標」(1) 参照

4. タックスプランニング

問題 4 8

所得税法において、平成24年中に自己の居住用住宅を取得して居住の用に供した場合における住宅借入金等特別控除の控除限度額は、その年末における所定の住宅借入金等の残高に（ ）の控除率を乗じて算出する。

- 1) 1% 2) 2% 3) 3%

解答：1

解説

『FP技能士3級 合格教本』245ページ「●借入金の年末残高の限度額の違い」表参照

5. 不動産

問題 5 5

建築基準法に規定される建ぺい率とは、建築物の（ ）の敷地面積に対する割合のことである。

- 1) 空地面積 2) 延べ面積 3) 建築面積

解答：3

解説

建ぺい率は、「建築面積÷敷地面積」で計算します。

『FP技能士3級 合格教本』290ページ「3 建ぺい率」(1) 参照

6. 相続・事業承継

問題 5 7

被相続人の業務外の死亡により、相続人が雇用主から受ける弔慰金については、被相続人の死亡時における普通給与の（ ）に相当する金額までは、相続税の課税対象とならない。

- 1) 6 カ月分 2) 1 年分 3) 3 年分

解答：1

解説

弔慰金の非課税

業務上の死亡 普通給与×36カ月

業務外の死亡 普通給与× 6カ月

『FP技能士3級 合格教本』339ページ「●非課税になる弔慰金等」表参照